

平成29年度包括外部監査結果に関する
措 置 状 況 報 告 書

監査内容：「上下水道局が所管する水道、工業用水道、下水道に関する財務事務の執行及び経営に関する事業の管理」

平成30年11月

公表監第7号

地方自治法第252条の37第5項の規定により包括外部監査人から提出された包括外部監査の結果報告書（「上下水道局が所管する水道、工業用水道、下水道に関する財務事務の執行及び経営に関する事業の管理」）における指摘及び改善要望事項に対して、西宮市長より措置を講じた旨の通知がありましたので、同法第252条の38第6項の規定により通知に係る事項を公表します。

平成30年11月15日

西宮市監査委員	亀井	健
同	鈴木	雅一
同	西田	いさお
同	長谷川	久美子

措置の内容 別紙のとおり

目次

1. 各事業の中長期経営計画について	1
(1) 西宮市特有の問題と施設の最適化について	1
(2) 施設設備の老朽化及び耐震化等の計画について	10
2. 料金、使用料の徴収事務及び滞留債権の管理について	11
(1) 貸倒引当金の過小計上について	11
(2) 滞留債権の管理について	12
3. 委託契約、工事請負契約について	13
(1) 委託契約に関する課題	13
(2) 工事請負契約に関する課題	19
4. 財産及び物品の管理について	22
(1) 固定資産の取得、売却手続	22
(2) 休止・廃止資産の有効活用について	25
(3) 棚卸資産の管理について	26
5. 会計処理について	27
(1) 固定資産の減損会計について	27
(2) 取替法を採用する資産の会計処理について	29
(3) 下水道施設更新において発生した地下埋設物の処分費用の会計処理	30
(4) 退職給付引当金について	31

※指摘事項又は意見欄に記載されている局名は、平成29年度の監査が実施されたときの名称です。

1. 各事業の中長期経営計画について

(1) 西宮市特有の問題と施設の最適化について

1 (指摘事項及び意見)

報告書 9 2 頁

【指摘事項－1】 平成 26 年度に損失計上すべきであったと考えられる鯨池浄水場・北山浄水場を含む休止・廃止資産の固定資産減損損失等が計上されていたと仮定した場合には、当年度未処分利益は 290 百万円となり、公表数値からは大幅に減少する。

【指摘事項－2】 中長期の経営計画の策定に当たっては、現在の財政状態・経営成績を正確に把握することが最も重要であるが、例えば固定資産減損損失が計上されず資産性に疑問が残る固定資産が存在することや、その結果として、過年度に固定資産減損損失を計上していた場合と比較して減価償却費が過大に計上されていると考えられることなど、実態とは乖離した財政状態・経営成績を基礎にしていることから、水道事業会計の実態把握が十分に行われた上で計画が策定されたとは言い難い。

【意見－1】 休止・廃止資産の減損処理等を適切に実施するなど、水道事業会計の財政状態・経営成績の実態を正確に把握するとともに、現在策定している中長期の経営計画への影響の有無を調査した上で、中長期の経営計画の見直しも検討すべきである。

(上下水道局)

(講じた措置)

【上下水道局】

休止・廃止資産のうち鯨池浄水場については、水道事業において重要な資産に位置付けていることから、その土地については不動産鑑定を行い、減損損失の計上の要否の判断を行います。また、他の休止・廃止資産についても、減損損失の計上の要否を改めて検討します。

この減損損失の要否の結果を平成 32 年度からの次期財政計画に反映させることで中長期の経営計画の見直しを行ってまいります。

【指摘事項－3】 水道事業会計においては、会計基準の改正に伴う影響額を適用時点（平成 26 年度）に一括計上しており、水道事業会計の平成 29 年 3 月 31 日現在の貸借対照表上、退職給付引当金は 1,786 百万円計上されている。上下水道局は、将来の退職金の支払に備えるため、段階的に資金を確保しているが、現時点ではその資金は確保されていない。また、支払能力を示す主な財務比率（流動比率・当座比率・現金預金比率）について、西宮市の指標は全国平均・類似団体平均に比して非常に低い値となっており、西宮市の水道事業会計に十分な資金余力（支払能力）が備わっていると判断できる状況にはない。

【意見－2】 退職給付引当金に見合う資金の確保を含めた中長期的な資金計画を策定し、財源の確保に向けた取組みを行うべきである。
(上下水道局)

(講じた措置)

【上下水道局】

平成 28 年 8 月の水道料金の改定により、資金余力は改善されています。今後は財政計画に沿って事業を推し進め、退職給付引当金に見合う資金を含めた資金の確保に努めてまいります。

【指摘事項－4】 上下水道局では、市議会及び市民に対し、所管事務報告や上下水道事業審議会等を通じて複数パターンの中から選択した基本料金及び従量料金案の説明を行っているとしているが、市民に対しては条例改正案の議決後の料金改定について十分周知、広報が出来たのか疑問が残る。

【意見－3】 水道料金は、市民生活に重要な影響を与える事象であることから、上下水道局では、市民に対しても、基本料金及び従量料金案の決定プロセスについての積極的な開示を行う必要がある。また、条例改正案の議決後の料金改定については、周知、広報を十分に行い、より理解を得られるように努めるべきである。

(上下水道局)

(講じた措置)

【上下水道局】

今回の料金改定時の周知、広報については、他市を参考にしながら効果的、かつ効率的な方法を検討してまいります。

なお本市では、平成28年3月に「西宮市水道事業ビジョン2016」及び「投資・財政計画」を策定し、この両計画をもって料金改定を実施しており、料金改定後は、毎年度両計画で掲げた取組みが着実に推進されているかについての進捗管理を実施しています。

進捗管理については、局内の内部評価及び上下水道事業審議会の外部評価を行い、その結果を西宮市のホームページに公表しています。

【意見－4】 平成 27 年度に策定した「西宮市水道事業ビジョン 2016」における数値目標（正規職員 154 人）の達成に向け、費用対効果を勘案しながら、さらにアウトソーシングを推進することによって、水道事業会計の人件費及び職員数の削減を検討すべきである。

（上下水道局）

（講じた措置）

【上下水道局】

水道事業会計の職員数については、事務の効率化等により、「西宮市水道事業ビジョン 2016」策定時の平成 27 年度当初における正規職員数が 172 名であったのが、平成 30 年度当初には 164 名まで減少いたしました。また、職員の給料及び諸手当についても、削減や見直しを行い、人件費の削減に努めております。

今後の業務委託については、水道施設の運転管理及び検針審査業務等一般的に民間にノウハウが蓄積されている業務については、順次委託化を行い、人件費及び職員数の削減に努めてまいります。

【指摘事項－5】 南部地域の一平均配水量が予測最小値を逸った場合には、平成30年度に配水量は131,944 m³/日、平成40年度には配水量が122,800 m³/日にまで落ち込み、阪神水道企業団の分賦基本水量(責任水量)である131,953 m³/日を下回る。阪神水道企業団への分賦金制度に変更がなかった場合、上下水道局は阪神水道企業団から実際には受水していない水量に係る分賦金を支払うこととなる。

【意見－5】 上下水道局は、施設の広域化・共同化の検討も含めたダウンサイジング及び運営管理の効率化の方向性を早期に決定し、それに基づく将来の給水量の予測を行った上で、阪神水道企業団からの分賦金制度のあり方について対応を検討すべきである。

(上下水道局)

(講じた措置)

【上下水道局】

平成28年3月に策定した「経営戦略」は、将来の水需要の減少を見込んだ計画となっており、市内の施設についても経営戦略に沿って策定した「西宮市水道施設整備計画」に基づき施設整備を進めています。

阪神水道企業団の施設整備については、平成32年度からの新財政計画の策定に向けて、構成市の受水量の調査を行い、水需要に合った適正な施設規模について構成市と協議を重ねて、その結果を計画に反映していくとしています。

また、施設の広域化・共同化については、平成28年度から阪神水道企業団が中心となって「最適化研究会」を開催し、構成市間で研究を行っているところです。

阪神水道企業団の分賦金のあり方については、新財政計画の策定までに構成市間で方向性を定めることとなっており、制度及び負担割合について将来の水需要に見合ったものとなるように協議を行っています。

【意見－6】 一般的に「官民連携」は結論ありきで拙速に進めるべき性格のものではなく、また、西宮市特有の事情を十分考慮する必要があることから、当面は現在進めている個別委託（複数の業務や施設を包括的に委託する包括的民間委託を含む）の範囲を拡大することが望まれるが、法律の改正等により官民連携に関する様々な可能性や事例が増えてくる可能性が高いことから、それらの情報収集や事例分析等を進め、上下水道局にとっての官民連携の最適解を見つける不断の努力をすべきである。

（上下水道局）

（講じた措置）

【上下水道局】

官民連携については、水道法の改正案が国会に提出され、成立すればコンセッション方式の導入に向けた制度上の環境整備が行われる予定です。

本市としましては、官民連携の導入例が非常に少なく、またリスク面の整理等不透明な部分も多いため、今のところ検討するには至っていない状況です。

今後については、事例が出てくることによりノウハウ等も蓄積されてくると考えられますので、情報収集を行い、研究が必要であれば始めていきたいと考えております。

【指摘事項－6】 上下水道局は、現在、神戸市等他市と連携して、阪神水道企業団の猪名川浄水場を活用する方針で他市、阪神水道企業団との調整交渉を行っているところである。しかし、上記方針は「西宮市工業用水道施設更新計画」策定後に検討を始め現在に至るため、工業用水道事業に係る中長期経営計画の策定は先送りしている。

【意見－7】 上下水道局は、現状稼働している施設の活用方針や新たな施設の整備方針、料金改定の必要性等を網羅的に検討し、早急に中長期経営計画の策定を行うべきである。

【意見－8】 阪神水道企業団の猪名川浄水場を活用する場合に発生する休止・廃止資産については、利用を停止した段階で固定資産減損損失を計上する必要がある。

(上下水道局)

(講じた措置)

【上下水道局】

阪神水道企業団の猪名川浄水場を活用する案については、最適な施設形態の選定や課題解決、費用算定のため、平成30年度も引き続き他市、阪神水道企業団と調整・交渉を行っております。

また、中長期経営計画にあたる経営戦略(計画期間は平成31年度から平成40年度)の策定作業を行っており、平成30年度中に策定する予定です。

休止・廃止資産になった場合については、減損損失の計上の検討を行ってまいります。

【意見－9】 上下水道局は、下水道事業の収支改善から発生する資金を将来の設備投資の財源として適正に留保するために、将来の設備投資に必要な額や設備投資時期を的確に見積り、世代間の公平性を確保した上で、計画的に建設改良積立金を積み立てるべきである。また、その際には、中期経営計画の中で建設改良積立金の積立方針等を明記し、分かりやすく説明すべきである。さらに、金利の動向等も踏まえて、下水道事業費基金の活用も検討すべきである。
(上下水道局)

(講じた措置)

【上下水道局】

中長期の事業計画から必要となる資金を見積もり、収支計画を作成します。これらを基に将来負担の公平性を確保した資金計画になるよう建設改良積立金や下水道事業費基金を有効に活用することを検討してまいります。

<p>【意見-10】 上下水道局は、水需要が減少する時代に適応するための使用料体系を検討する必要がある、将来の設備投資の財源を確保するために、資産維持費の考え方を導入した上で、下水道使用料の改定を行うことも選択肢の一つとして検討すべきである。</p> <p style="text-align: right;">（上下水道局）</p>

（講じた措置）

【上下水道局】

中長期経営計画にあたる経営戦略（計画期間は平成31年度から平成40年度）の策定作業を行っており、平成30年度中に策定する予定です。

その策定作業において、資産維持費の考え方を導入した上で財政計画シミュレーションを行い、下水道使用料の改定の必要性も検討してまいります。

(2) 施設設備の老朽化及び耐震化等の計画について

10 (指摘事項)

報告書128頁

【指摘事項－7】 上下水道局の進める耐震化工事等は、現時点で計画通り進行していないものもあり、一部に遅れが見られた。

(上下水道局)

(講じた措置)

【上下水道局】

水道事業では、平成30年度から工事監理業務を委託するとともに、調査業務や設計業務の委託化を進めています。また、これまで複数の職員で実施していた水道管布設替工事に伴う「断通水作業」の一部を工事請負業者が実施できる体制づくりも進めています。このような取り組みにより、職員の業務量を軽減し、計画的に管路の更新工事を発注できる環境を整備することで、耐震化工事等が計画通り進行するよう改善を図ってまいります。

また下水道事業では、施設全体に対する耐震化については進めているものの、中期経営計画における指標としている施設のうち、重要な管渠については、現場の施工条件などにより直ちに実施が困難なものもあります。このため、他の対策を検討するとともに、枝線の劣化度に応じて緊急性の高い箇所を優先的に実施してまいります。

2. 料金、使用料の徴収事務及び滞留債権の管理について

(1) 貸倒引当金の過小計上について

1 1 (意見)

報告書 1 3 1 頁

【意見-11】 上下水道局では、6ヶ月を超えて未回収となっている未収金を貸倒懸念債権とし、簡便的に貸倒懸念債権の貸倒実績率を50%として貸倒引当金を計上しているが、6ヶ月を超えて未回収となっている未収金には回収の見込みがないものも多く含まれていることから、貸倒実績を考慮し、貸倒率の設定を再検討すべきであるといえる。

(上下水道局)

(講じた措置)

【上下水道局】

貸倒懸念債権には回収の見込みのない債権も一部含まれますが、これら債権に対しては、給水停止を最終手段としながら随時督促等により回収に努めております。

今後は、対象債権と未収金の合理的な計上について整理把握のうえ、また、債権回収率の推移等を参考にしつつ、貸倒率の設定について慎重に検討を行ってまいります。

(2) 滞留債権の管理について

1 2 (意見)

報告書 1 3 2 頁

【意見-12】 滞留債権の回収については、通知書の送付等市の内規に従った事務手続にのみとどまっており、債権回収に向けた積極的な取組みを行うべきである。

(上下水道局)

(講じた措置)

【上下水道局】

債権回収の取組みについては、支払督促等の法的措置による債権回収の方法が考えられますが、特に少額債権の多い上下水道料金に対し、限られた人員、資源の中で、どこまで人員、時間、コストをかけ回収することが有効なのか、常に費用対効果が検討されなければならないと考えております。

したがって、今後も引き続き、費用対効果を考慮しながら、最適な債権回収の手法について検討のうえ、さらなる債権回収に努めてまいります。

3. 委託契約、工事請負契約について

(1) 委託契約に関する課題

1 3 (指摘事項及び意見)

報告書 1 3 5 頁

【指摘事項－8】 平成 28 年度に上下水道局が締結した委託契約のうち予定価格 50 百万円以上の契約の多くが、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 の第 2 号の「性質又は目的が競争入札に適しない」と判断され、例外的取扱いとされる随意契約が選択されている。また、いずれも相見積を徴さない特命随意契約となっている。特命随意契約は長期に渡って継続する傾向にある。

【意見－13】 上下水道局では、【指摘事項－8】の特命随意契約について、随意契約を行う理由、適用法令等についての所定の決裁手続を行っており、また、西宮市契約規則により 1 者見積りが認められ、あるいは、見積書の徴収を省略することが認められると判断している。しかし、相見積を徴収することができない業務を除き、法令・規則に抵触しないからといって安易に相見積を徴さない特命随意契約を長期に渡って継続することは、透明性、公平性、公正性の観点、及び上下水道局の財政を考慮すると、避けるべきである。

【意見－14】 随意契約依頼書には「随意契約を行う理由」が記載されているが、随意契約はあくまで例外的取扱いで認められているものであり、限定的に選択されるべきものであることから、今後も、分離分割発注を行うことにより入札手続を行うことはできないのか、相見積を取る余地はないのか等の他の選択肢を採用できない合理的理由について十分な検討の上、安易に特命随意契約を行わないよう留意すべきである。

(上下水道局)

(講じた措置)

【上下水道局】

平成 3 0 年度に、安易な特命随意契約を避けるべく局内通知を行い、指摘・意見内容について周知・徹底しました。

今後も引き続き、特命随意契約の内容について精査を行い、その可否を十分に協議し、適用法令の遵守も合わせて、適切な契約方法での契約を実施していくよう努めてまいります。

【指摘事項－ 9】 入札参加者が 1 者の一般競争入札案件については、事前公表された予定価格と契約金額が同額、すなわち、落札率が 100%、あるいは、ほぼ 100%のものが見受けられた。

【意見－15】 上下水道局では、委託業務の予定価格の事前公表により、競争性が低下する可能性があることを踏まえると、少なくとも落札率が 100%、あるいは、ほぼ 100%のものについては、総務省が指摘するように、予定価格の事前公表の適否について十分に検討する必要がある。

(上下水道局)

(講じた措置)

【上下水道局】

過去の入札結果等により、入札参加者が 1 者となることが想定されるなど競争性の見込まれない一般競争入札案件については、予定価格の事前公表の適否について十分検討してまいります。

【指摘事項－10】 委託業務の電子入札導入率は約9割となっており、全体としては電子入札化の推進が図られている。しかし、高額委託契約のうち、一般競争入札が行われている契約については、いずれも紙入札が行われており、委託入札における電子化の推進が完全には行われていない結果となっている。

【意見－16】 上下水道局では、委託契約について、予定価格の事前公表を行っているが、これと紙入札の組み合わせにより入札手続を行う場合、入札業者は、紙の入札書を封書にして、開札時に開札場所にて直接提出することになるが、入札業者が開札場所に1者しか来ない時には、当該業者のみであることが分かるため、落札率の高止まりが懸念される。それを防止するためにも参加事業者数が分からない電子入札の更なる推進が必要である。

(上下水道局)

(講じた措置)

【上下水道局】

過去の入札結果等により、入札参加者が1者となることが想定されるなど競争性の見込まれない一般競争入札案件については、原則、参加業者数の分からない電子入札によることとし、電子入札の更なる推進に努めてまいります。

【指摘事項－11】 上下水道局では、例えば、「西宮処理場・久寿川ポンプ場外包括的運転維持管理業務委託契約」において、試行錯誤を重ねて、合理化を行い、入札方式の見直しを行っているが、結果として、平成26年度以降1者のみ入札参加となり、競争性が十分に確保できているとはいえない状況にある。

【意見－17】 上下水道局に対し、【指摘事項－11】の委託契約が平成26年度以降1者のみ入札参加となった原因について質問を行ったところ、技術提案書類の作成期限が1か月と短かったことが大きかったのではないかと回答であった。これについては、今後の入札手続において改善されるべきである。

【意見－18】 「性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン」(国土交通省)によると、初期段階の技術力を重視すべき時期と、技術力が安定し委託料の金額を重視すべき時期によって、発注方式は見直すべきこととなる。上下水道局では過去において入札方式の見直しの努力を行っているが、今後も時期によって最適な発注方式を採用する必要がある。

(上下水道局)

(講じた措置)

【上下水道局】

ご指摘いただいた以降には入札がありませんが、平成31年度は次期委託の入札が予定されております。その入札に向け、平成30年度は入札参加資格のある事業者へのアンケートや近隣団体の対応状況等も調査する予定です。

この結果を基にこれまで以上に公平性及び競争性の確保が図れる様、入札参加条件、入札時期、入札方法を検討したいと考えております。

【指摘事項-12】 上下水道局では、総額により契約交渉が行われているのみであり、委託業者に対し水道メーター個々の契約単価明細書の提出を求めている。

【意見-19】 単価契約の場合には、委託業者より見積書だけでなく、その根拠となる契約単価明細書を徴取し、予定価格の積算根拠単価との比較を行うことにより、上下水道局は適切な単価の検証を行う必要がある。

【意見-20】 参考メーターについては、条例改正に伴い、所有者の同意を得られたところから順次局メーターに移行することとなったため、将来的に、移行が完了した際には、検定満期取替等業務委託を、1つの契約に統合することを検討すべきである。また、移行後は、業者選定手続の公平性及び公正性を担保するためには、一般競争入札導入の検討を行うべきである。

(上下水道局)

(講じた措置)

【上下水道局】

単価契約の場合には、根拠となる契約単価明細書を平成30年度より徴取しており、今後も継続することによって、一層適切な単価の検証に努めてまいります。

参考メーターについては、所有者の同意が得られたところから今後も順次、局メーターへ移行できるように努め、将来的に移行が完了した際には、検定満期取替等業務委託の統一及び、一般競争入札導入などを慎重に検討してまいります。

(2) 工事請負契約に関する課題

1 8 (指摘事項及び意見)

報告書 1 5 2 頁

【指摘事項－13】 請負工事契約の入札結果表を閲覧した結果、入札金額に大差がなく、落札金額が最低制限価格に近い金額となっている事例、落札金額が予定価格に近い金額となっている事例が 154 頁表のとおり散見された。これらの事例は、いずれも、各種積算基準等が公開されていることや、業者側の積算能力の向上により予定価格が適切に積算できるようになったものであるが、このような状況では、予定価格を容易に推測できる工事においては、厳正な入札手続が実質的には価格面では差がつかない状況となっている。

【意見－21】 業者が予定価格を容易に推測できる請負工事契約については、技術評価点を加味して業者を選定する総合評価方式を採用すべきであるが、予定価額が一定金額以下の契約については、業者及び担当職員の負担を考慮し、例えば過去の工事検査の平均点数のみを加味して業者を選定する評価方式など、現行の総合評価方式よりもさらに簡便な評価方式等の入札制度について研究を行い、金額以外の要素を含めた競争性を促進するとともに、業者の品質管理に対するモチベーションを向上させる工夫が必要と考える。

(上下水道局)

(講じた措置)

【上下水道局】

該当する工事の入札状況については、今後も注視していくとともに、総合評価方式の入札制度については、他の自治体の状況や制度事例についての調査・検証等を行うなど、競争性の促進と工物品質の向上への工夫について引き続き研究に努めてまいります。

【指摘事項－14】 平成 28 年度に上下水道局が締結した工事請負契約のうち予定価格 50 百万円以上の案件、随意契約の案件、落札率が高い案件を中心に包括外部監査人が抽出した契約のうち 2 契約が地方公営企業法施行令第 21 条の 14 の第 2 号の「性質又は目的が競争入札に適しない」、また、4 契約が同第 6 号の「競争入札に付することが不利と認められる」と判断され、例外的取扱いとされる随意契約が選択されている。また、いずれも相見積を徴さない特命随意契約となっている。

【意見－22】 上下水道局では、【指摘事項－14】の特命随意契約について、随意契約を行う理由、適用法令等についての所定の決裁手続を行っており、また、西宮市契約規則により 1 者見積りが認められ、あるいは、見積書の徴収を省略することが認められると判断している。しかし、相見積を徴収することができない業務を除き、法令・規則に抵触しないからといって安易に相見積を徴さない特命随意契約を長期に渡って継続することは、透明性、公平性、公正性の観点、及び上下水道局の財政を考慮すると、避けるべきである。

【意見－23】 随意契約依頼書には、「随意契約を行う理由」が記載されているが、随意契約はあくまで例外的取扱いで認められているものであり、限定的に選択されるべきものであることから、今後も、分離分割発注を行うことにより入札手続を行うことはできないのか、相見積を取る余地はないのか等の他の選択肢を採用できない合理的理由について十分な検討の上、安易に特命随意契約を行わないよう留意すべきである。

(上下水道局)

(講じた措置)

【上下水道局】

平成 30 年度に、安易な特命随意契約を避けるべく局内通知を行い、指摘・意見内容について周知・徹底しました。

今後も引き続き、特命随意契約の内容について精査を行い、その可否を十分に協議し、適用法令の遵守も合わせて、適切な契約方法での契約を実施していくよう努めてまいります。

【指摘事項－15】 不落随契案件において、入札公告に基づく落札候補者の入札参加資格審査及び審査書類の作成は行われていたが、決裁手続の漏れがあった。

【意見－24】 【指摘事項－15】の落札候補者の入札参加資格審査は、契約の可否を判断する重要な手続である。契約前のチェックリストを作成し、手続に漏れが無いようにする等の工夫が必要である。

(上下水道局)

(講じた措置)

【上下水道局】

担当職員への周知徹底を行うとともに、複数の職員でのチェックを徹底するなど手続きに漏れがないよう努めてまいります。

4. 財産及び物品の管理について

(1) 固定資産の取得、売却手続

2 1 (指摘事項及び意見)

報告書 1 5 9 頁

【指摘事項－16】 上下水道局の平成 27 年度決算において、固定資産取得に係る予算執行額合計 4,923,516 千円に対して固定資産システムの取得額合計が 4,564,250 千円となっており、359,265 千円の差異が生じていた。当時の状況としては、固定資産システムの帳簿原価積算作業の完了が決算締切の直前であり、差異原因を特定し、帳簿価額を修正することは時間的に困難であったため、貸借対照表上は、当該差異額を「建設仮勘定」に仮置きしていた。

【意見－25】 今後は、このような事象が発生しないよう、上下水道局が改善のための取組みとして挙げた、担当職員の数を増やして作業分担による効率化を図ること、固定資産事務担当部門・工事担当部門・財務部門による相互的かつ複数視点からのチェック体制を整えること、マニュアルを整備し引継ぎ等がスムーズに行える体制を整えることを徹底する必要がある。

(上下水道局)

(講じた措置)

【上下水道局】

相互的かつ複数の視点からのチェック体制を整えるとともに、作業分担による効率化を図っております。

また、マニュアルの作成作業を行っており、今後引継ぎ等がスムーズに行われる体制を整えております。

【指摘事項-17】 上下水道局では、固定資産の計上、又は、建設仮勘定から固定資産本勘定への振替の根拠となる「事業の用に供され始めた時期」の報告書類は十分に整備されていない。

【意見-26】 固定資産の計上、又は、建設仮勘定から固定資産本勘定への振替時期は、減価償却計算において重要な意味をもつものであり、「事業の用に供され始めた時期」の報告書類が網羅的に作成されるよう、固定資産マニュアルに織り込む必要がある。

(上下水道局)

(講じた措置)

【上下水道局】

平成29年度決算より、建設仮勘定からの振替時に完了した工事について報告を求めように手続きを変更しました。今後は振替依頼の内容の精査を図ってまいります。

- 【指摘事項-18】 上下水道局では、固定資産の定期的な実査や完工図と固定資産台帳との照合作業を行っておらず、固定資産の管理が不十分であることから、固定資産の除却処理手続について不備が発見された。
- 【指摘事項-19】 平成28年度に除却処理した取引のうち、北六甲台公共汚水柵改築更新工事は、平成25年度より順次更新工事が実施され、実際には既に資産が撤去されていたが、当該資産の除却処理が過年度に適切に行われておらず、当事業年度に一括して実施されていた。また、当該取引と同様の取引が見受けられた。
- 【指摘事項-20】 当事業年度に除却処理を行うために稟議決裁を平成29年3月31日付で得ていたが、工事担当課からの除却資産の情報提供が決算時期に間に合わなかったため、当事業年度に除却処理が行えず、翌事業年度に除却処理を繰り越している取引が発見された。
- 【指摘事項-21】 固定資産台帳への資産計上が漏れていたため、実際に資産を撤去した数と固定資産台帳上除却した数が異なっていた。
- 【意見-27】 固定資産の定期的な実査や完工図と固定資産台帳の照合作業を行い、保有している資産の状況を正確に把握した上で固定資産台帳に適時適切に反映すべきである。

(上下水道局)

(講じた措置)

【上下水道局】

固定資産の登録及び除却については、工事担当課と下水管理課により登録内容の確認を複数回実施し、完工図と固定資産台帳との不整合がないよう、確認体制の改善を図りました。

(2) 休止・廃止資産の有効活用について

2.4 (指摘事項及び意見)

報告書166頁

【指摘事項-22】 休止・廃止状態の施設であるにも関わらず、除却又は減損処理が行われず、固定資産に計上されているものが見受けられた。

【指摘事項-23】 休止・廃止資産について将来の計画が未定であるものや、明確に定められていないものが見受けられた。

【意見-28】 固定資産の定期的な現地調査を実施し、休止・廃止資産を網羅的に把握し、休止・廃止となった経緯、現在の状況及び今後の利活用を検討した上で、売却もしくは利活用が可能なものについては、それに向けた計画を策定し、不可能なものについては将来の財政負担を把握すべきである。

(上下水道局)

(講じた措置)

【上下水道局】

予算編成時に新たに休止・廃止になる施設について確認するとともに、除却等必要な処理を行います。また、休止・廃止資産の有効活用についても引き続き検討してまいります。

(3) 棚卸資産の管理について

2.5 (指摘事項及び意見)

報告書172頁

【指摘事項-24】 貯蔵品について、新品、撤去品、再生品の区分があり、各々受入価額の設定が大きく異なるにも関わらず、受払簿上は、同一品種について区分されずまとめて処理されることから、移動平均法に基づく単価が適切に算定されているか否かという点については疑問が残る。

【意見-29】 同一品種であっても、新品、撤去品、再生品といった受入価格の算定方法が異なる品目がある場合には、例えば各々異なる品目コードを設定し、別々に受払簿を作成するなどの対応を図り、移動平均法に基づく払出単価を適切に算定すべきである。

(上下水道局)

(講じた措置)

【上下水道局】

貯蔵品について、同一品種で受入価格の算定方法が異なる品目は、平成31年度より、各々異なる品目コードを設定し、別々に受払簿を作成し払出単価を算定する予定で、改善を図ってまいります。

5. 会計処理について

(1) 固定資産の減損会計について

2.6 (指摘事項)

報告書 176 頁

【指摘事項-25】 上下水道局にて、減損損失の計上要否を検討するための手続が不十分であり、減損損失が網羅的に計上されていない可能性がある。

(上下水道局)

(講じた措置)

【上下水道局】

予算編成時に新たに休止・廃止になる施設について、今後の有効活用等について確認し、減損損失の計上の要否を判断してまいります。

【指摘事項-26】 上下水道局では、24 億円程度の固定資産減損損失が計上されていないものと推察される。また、減損損失の計上対象である固定資産が、過去において既に遊休となっていたものが多いことから、平成 26 年度において減損損失を計上すべきものが含まれていることとなる。

【意見-30】 上下水道局においては、減損損失の計上要否について再検討する必要がある。

(上下水道局)

(講じた措置)

【上下水道局】

休止・廃止資産のうち鯨池浄水場については、水道事業において重要な資産に位置づけていることからその土地については鑑定評価を行い、減損損失の計上の要否の判断を行います。また、他の休止・廃止資産についても、減損損失の計上の要否を改めて検討してまいります。

(2) 取替法を採用する資産の会計処理について

28 (意見)

報告書181頁

【意見-31】 旧取替法対象資産のうち、現時点で耐用年数が経過しているものについては、いまだ事業の用に供している事実があるにも関わらず、残存価額に対する減価償却計算が行われることはなく、将来の取替時点まで費用計上が繰り延べられる状況にあることから、残存予測使用可能年数に基づき償却を行う等の検討を行うべきである。

(上下水道局)

(講じた措置)

【上下水道局】

旧取替法対象資産について、残存予測使用可能年数に基づき平成30年度より償却を行うよう変更していきます。

(3) 下水道施設更新において発生した地下埋設物の処分費用の会計処理

2.9 (指摘事項及び意見)

報告書184頁

【指摘事項-27】 平成28年度の下水道事業会計において、枝川浄化センター急速ろ過施設の更新において発生した地下埋設物の撤去に伴う処分費用165,152千円が更新資産の取得価額に含まれていた。施設の更新時に発生する地下埋設物の撤去に伴う処分費用は、当該地下埋設物の資産除却損に付随する損失として、処分時に一括損失処理すべきものとする。

【意見-32】 上下水道局の施設においては地下埋設物が多く存在するため、今後も各事業の中長期経営計画に基づき、老朽化した施設の更新を行う際には、これに付随して地下埋設物の撤去に伴う処分費用が多く発生するものと考えられる。補助金の交付を受けるため、また、地方債の起債のために地下埋設物の撤去に伴う処分費用を資産計上することが、認められるのかどうかについては慎重に再検討することが必要である。

(上下水道局)

(講じた措置)

【上下水道局】

他市照会を行い、各市の状況を確認し、今後検討を行う予定です。

(4) 退職給付引当金について

30 (指摘事項及び意見)

報告書188頁

【指摘事項-28】 水道事業会計、工業用水道事業会計及び下水道事業会計（以下、「水道事業会計等」という。）において退職手当を支給した金額のうち、本来、水道事業会計等以外の会計（以下、「一般会計等」という。）で負担すべき金額が、一般会計等において退職手当を支給した金額のうち、本来、水道事業会計等で負担すべき金額よりも142,543千円過大（平成24年度～平成28年度の5年間の合計額）となっていた。

【意見-見-33】 水道料金等の算定基礎となっている水道事業会計等において、本来、一般会計等において負担すべき退職給付引当金を計上していることは、不合理と考えざるを得ない。職員の在籍期間に基づいて水道事業会計等と一般会計等が負担すべき金額を合理的に算定し、一般会計等の合意を得た上で、負担方法や退職給付引当金の会計処理方法を決定する必要がある。

(上下水道局)

(講じた措置)

【上下水道局】

退職手当について、西宮市（上下水道局を含む）では、西宮市の職員として採用されてからの期間を通算した全額を、当該職員が最後に所属していた会計にて一括して負担する取扱いとなっていますが、平成31年度からは、当該職員の在籍期間に基づいて水道事業会計等と一般会計等が負担すべき金額を合理的に算定し、各会計にて負担するよう市長部局等と協議を行っています。

また、退職給付引当金の計上についても、上記の算定方法に基づき計上を行うよう市長部局等と協議を行っています。